

空家修繕工事 仕様書

1. 工事内容

- (1) 空家修繕工事を行う。修繕項目の項目については、下記のとおりとする。
- ・ 障子、ふすまの張替、修繕並びに取替
 - ・ ガラスのはめ替え並びにガラス止めの取替
 - ・ 畳の表替え又は取替
 - ・ 建具の修繕及び建具に付属する鍵等金物類の修繕並びに取替
 - ・ 床板及び床仕上材の修繕並びに貼替、塗替
 - ・ 壁、天井仕上材の修繕並びに貼替、塗替
 - ・ 流し台、戸棚、水切り棚、押入れ、玄関郵便受箱の修繕並びに取替
 - ・ 集合郵便受箱の修繕
 - ・ 額縁、棧、枠など木部の修繕並びに取替、塗替
 - ・ 住戸内手摺の修繕並びに取替（市で設置しているもの）
 - ・ カーテンレール、クーラーボルト、クーラースリーブの修繕並びに取替
 - ・ ユニットバス、洗面台、洗濯機パンの修繕並びに取替
 - ・ レンジフード、玄関、便所、洗面所、流し元などの照明器具の修繕並びに取替
 - ・ 電球、スイッチ、コンセント、ソケット、ヒューズ等の取替
 - ・ 非常呼出連動インターホンの修繕並びに取替
 - ・ 住宅火災警報器の設置又は取替（未設置及び設置後10年を経過しているもの）
 - ・ 配電盤の修繕又は取替
 - ・ 給水栓、同ハンドル、パッキン、カートリッジ類などの修繕及び取替（2ハンドルタイプの混合栓は、フードレバーに取替、シングルレバータイプは存置）
 - ・ 衛生陶器（便器、洗面台、洗濯パンなど）の修繕並びに取替
 - ・ 便所洗浄装置、同器具、パッキン類の修繕並びに取替
 - ・ 浴室、浴槽、ユニットバス、シャワーユニットの修繕並びに取替（市設置分）
 - ・ 給湯器の修繕並びに取替（市設置分）
 - ・ ガス管、ガス栓の修繕並びに取替
 - ・ 墨出し用開口部調査及び補修
 - ・ その他、上記に類する修繕並びに取替
- (2) (1) の項目について、生活に支障があるもの、また機能回復が必要なものについて修繕を行うこと。住宅ごとの修繕、取替えについて、判断が困難な場合は、市と協議を行うこと。

2. 特記事項

- (1) 本工事に関係のある事項は国土交通省住宅局総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」（令和4年度版）によること。
- (2) シックハウス症候群対策として、使用する材料はすべてF☆☆☆☆を使用し、室内の換気、通気を十分行い、ホルムアルデヒド、VOCの濃度低減に努めること。
- (3) 工事前電気及び水道の届出を行うこと。

3. 報告書の提出

- (1) 仕様書記載のとおり。

4. その他

- (1) 工事日時を事前に入居者及び管理人等に連絡し、その周知に努める。
- (2) 点検・修繕・工事等で住宅敷地内に入る際には、腕章等を付け身分を明確にすること。
- (3) 本仕様書に定めない細目事項については、必要の都度、双方協議して措置するものとする。

5 対象となる住宅

- (1) 全住宅とする。